

上位計画・関連計画等

①上位計画

名称	計画上の目指す方針・方向性	平和公園(西地区)での施策展開
長崎市 第五次総合計画 (策定中)	<ul style="list-style-type: none"> ■個別施策E7-2 <ul style="list-style-type: none"> ・ だれもが安全・安心で快適に利用できる公園をつくれます ■個別施策G3-1 <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ・レクリエーションをする場と機会の充実を図ります 	<ul style="list-style-type: none"> ■個別施策E7-2 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全で快適な公園の整備 ⇒ バリアフリー化など ・ 多様化した市民ニーズに対応できる公園への再整備 ⇒ ユニバーサルデザイン遊具、健康遊具、 官民連携手法の活用による魅力的な公園づくりなど ■個別施策G3-1 <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ環境の整備 ⇒ 多様化するスポーツニーズに応じた必要かつ適切なスポーツ 環境づくり

②関連計画

名称	計画上の目指す方針・方向性	平和公園(西地区)での施策展開
長崎市都市計画 マスタープラン (H28.12改訂)	<ul style="list-style-type: none"> ■地域別構想(中央北部地区)の生活像の目標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都心周辺部としての都市機能の集積と交流の促進 ・ 豊かな自然環境と市街地の共存、学びの場の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 平和交流の推進、交流施設の確保 ⇒ 良好な景観誘導、緑地の保全と創出、親しみのある水辺環境の創出
長崎市緑の基本 計画 (H13.10策定)	<ul style="list-style-type: none"> ■中央地区(平和公園)の方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地にある貴重な緑として、適切な保全 ・ 市民のスポーツ、レクリエーション拠点として機能保持 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 樹林地や自然環境の保全 ⇒ 平和公園の利用促進・再整備の推進
長崎市立地適正 化計画 (H30.4策定)	<ul style="list-style-type: none"> ■都市機能誘導区域における施策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの市民が利用する都市機能増進施設(商業、医療、行政、 交通施設等)を維持・誘導 ■居住誘導区域における施策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全・安心で快適な空間の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 広域利用のスポーツ施設は原則、都市機能誘導区域に維持・誘導 ⇒ バリアフリー化、老朽施設の更新

②関連計画

名称	計画上の目指す方針・方向性	平和公園(西地区)での施策展開
長崎市景観計画 (H30.11変更)	■景観形成重点地区(平和公園地区運動公園ゾーン)の方針 ・ 市民スポーツやレクリエーション、緑豊かな憩いの空間を創出	⇒ ゆとりと潤いのある憩いの広場として緑化 ⇒ 浦上川の水辺空間を活かした公園として保全
長崎市歴史的風致維持向上計画 (R2.3認定)	■歴史的風致の維持及び向上に関する方針 ・ 歴史や自然、まちなみ等の個性を生かした魅力的なまちの創出	⇒ 市民参加を促進しながら、公共空間の景観や緑化の推進
長崎市バリアフリーマスタープラン(策定中)	■都心周辺部地区における基本的な考え方 ・ 長崎南北幹線道路の事業に伴う平和公園(西地区)の再整備に当たっては、平和公園周辺の回遊性の向上に配慮	⇒ 歩きやすい歩行空間 ユニバーサルデザインによるわかりやすい案内サインなど
長崎市公共施設の適正配置基準(案) (H31.2策定)	■スポーツ施設の配置の考え方 ・ 市民総合プール ・ ラグビー・サッカー場 ・ 陸上競技場 ・ 庭球場 ・ ソフトボール場 ・ 弓道場 } 現在の施設を継続して配置	⇒ 現有機能を確保

■平和公園(西地区)の位置づけのまとめ

- ・都市公園としての機能向上(多様化するニーズへの対応、景観性の向上、ユニバーサルデザインなど)
- ・より魅力的な空間の創出(緑化の推進、交流機会を創出するための広場空間の確保、浦上川との連携など)

③既存計画

■平和公園再整備基本計画(平成6年3月)

- ・「平和公園再整備基本計画」は、平成6年3月に策定し、平和公園の再整備に関する方向性や具体的な空間イメージ等を示している。
- ・基本計画の中で、平和公園はJRと国道206号を挟んで、運動施設が立地する西地区と、平和を祈願する公園としての性格をもつ東地区に分けられている。また、西地区については、市道松山町線を挟んで北ゾーンと南ゾーンに分けられている。

平和公園のコンセプト

平和の森 -平和を願い、実践していく交流公園-

西地区の基本方針『市民交流、自然交流のゾーン』

- ①平和を希求する公園の未来性を利用形態を通して表現 ②「平和交流」を「レクリエーション」と「自然」によって展開

南ゾーンの整備の考え方(抜粋)

- ・将来的には緑あふれる多様なレクリエーション空間、施設を整備
- ・市道松山町線は広幅員の歩道を確保し、水や街路樹などで修景
- ・公園外周部は既存樹木を強化し、緑に囲まれた公園を形成
- ・浦上川沿いは、水辺のレクリエーションゾーンとして整備

北ゾーンの整備の考え方(抜粋)

- ・野球場北側は、道路沿いに緑化を図り、スタンドの物量感、圧迫感を軽減
- ・浦上川の川沿いは、プロムナード整備と緑化によって水辺景観を向上
- ・各施設は、公園内ということも考慮し、極力緑化を図る

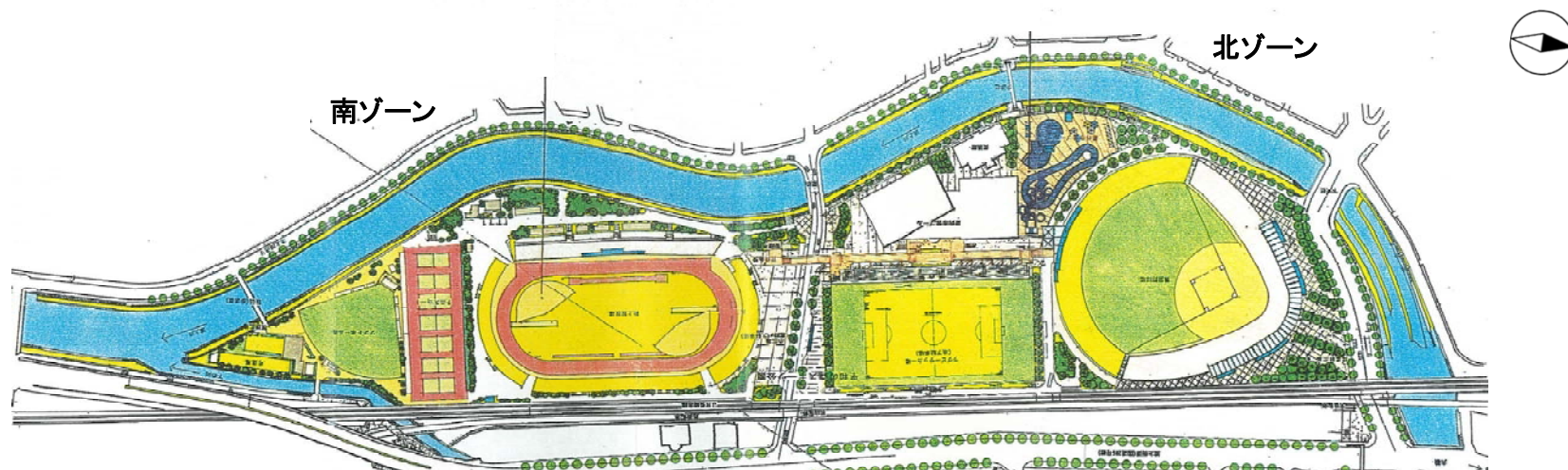


図 平和公園(西地区)の整備イメージ